

■三重県クラブバレーボール連盟登録規定

三重県クラブバレーボール連盟で活動するバレーボール愛好者の健全な普及・発展に寄与するという目的のため、『日本クラブバレーボール連盟登録規定第3条、日本クラブバレーボール連盟が主催、共催及び主管する事業への参加を希望するチームは、JVA メンバー制度に基づき、本連盟及び当該都道府県クラブバレーボール連盟の承認を受けて、JVA に加盟しなければならない。』に基づき三重県クラブバレーボール連盟の登録規定を設ける。

(加盟登録)

第1条 加盟登録しようとするチームは、JVA-MRS によるチーム登録をしたうえで、三重県クラブバレーボール連盟指定の登録用紙に必要事項を記載し、三重県クラブバレーボール連盟に申請する。

1. 各年度の加盟登録手続きは原則として前年度3月末日までとする。
ただし、年度途中であっても加盟登録手続きができるものとする。
2. 加盟登録の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第2条 登録構成員は次の通りとする。

1. 三重県クラブバレーボール連盟に登録するチーム構成は三重県選手のみで構成される事がのぞましい。

三重県選手とは

- ・県内在住（居住地）
- ・県内在勤在学
- ・三重県出身校（中学以上）
- ・連盟が認めた選手（OB・県境等）

*三重県出身校と連盟が認めた場合でも、県外と複数登録している場合は県外選手とする。

2. 県外選手はチーム登録2名までとする。

県外選手とは ・上記以外の選手

3. 連盟は本人の登録確認のため、証明書等の提出を求めることができる。

(登録チーム)

第3条 一人3チームまで登録することができる。

(追加登録)

第4条 登録チームは、その登録構成員に追加又は変更がある場合には、速やかに手続きを行なわなければならない。

1. 他団体からの登録は年度内1回限りとする。(抹消届けを添付)

(追加登録の効力)

第5条 登録構成員の追加又は変更のいずれの場合も、承認した日から効力を発生する。

(競技会への参加)

第6条 三重県クラブバレーボール連盟の主催する大会については、三重県クラブバレーボール連盟の加盟チームの登録構成員でなければならない。

1. 加盟チームの同一競技会への参加は、1加盟チームにつき1チームとする。
2. 複数のチームに登録している選手であっても、同一競技会への参加は、1チームに限るものとする。
3. 実業団・学連・高体連・中体連登録の選手は、三重県クラブバレーボール連盟の主催する大会には出場できない。
4. 一般社団法人ジャパンバレーボールリーグに加盟しているチームに、登録された選手は出場できない。

(虚偽の申請)

第7条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に違反したと認めたときは理事会において協議し、チーム及び個人にペナルティを設ける。

(登録の取り消し、或いは一定期間競技会の参加ならびに出場停止することがある。)

(その他)

第8条 本規定に定めない事項については、その都度協議し決定する。

附 則 本規定は2023年10月1日より施行。

二重線の部分は特に注意してください。